

議案第10号

鳥取県附属機関条例の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会	鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項
鳥取県死因究明等推進協議会	死因究明及び身元確認の推進に係る施策の検討に関する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教職員育成協議会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する事項

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会	鳥取県立歯科衛生専門学校の入学者の選考に関する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項

略	
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
略	

略	
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
鳥取県教職員研修等実施協議会	鳥取県教育センターが行う研修事業に関する事項
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。